



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社セゾン情報システムズ  
代表者名 代表取締役社長 内田 和弘  
( J A S D A Q ・ コード : 9640 )  
問合せ先 経営推進部長 豊田 あかね  
電話番号 03-3988-3477

## 当社大規模買付ルール（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年 6 月 12 日開催の当社第 45 期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新した大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。）。旧ルールの有効期間は、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

当社は、この旧ルールの有効期間の満了に先立ち、平成 29 年 5 月 17 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、当社の大規模買付ルールを更新すること（以下、「本更新」といい、別紙として添付しております更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。また、ご参考のために、本ルールについてのフローチャートを 8 頁に記載しております。）について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。なお、本更新につきましては、当社取締役会がその決議に基づき設置しているガバナンス委員会での審議を経て、社外取締役を含む当社取締役全員から賛同を得ております。

なお、当社は、本更新に際し、旧ルールの内容から実質的な変更は行っておりません。

### 1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

#### (1) 当社の経営方針及び事業

当社は、経営の基本方針として、企業理念（ミッションステートメント）に「生活者向けに利便性、快適性及び心の豊かさを提供する企業に対し、事業維持・成長・拡大に必要不可欠かつ時代環境に適応した IT サービスの提供を通じて、イノベーションを加速させ、近未来社会に貢献する。」を掲げております。また、会社の根幹となる考え方として次のとおり、目指すべき企業像を掲げております。

- ・特定分野において時代の最先端を行き、お客様のビジネス成長・発展に貢献する IT 企業
  - ・独創的かつ高品質な自社製品サービスを送り出すマーケットリーダー
  - ・グローバルで存在感ある稀有な国産ベンダー
  - ・創造性豊かで、意欲が高く、実行力がある変革リーダーや真の自律人材が溢れ集まる会社
- また、当社はこのような経営方針のもと、主に次の事業を展開しております。

#### ① カードシステム事業

大手クレジットカード会社のシステム開発から運用までを担ってきた実績を活かし、カードシステムの IT 戦略からシステム構築、設計・開発、システム運用に至るまで、顧客のニーズや経営環境に最適なソリューションを提供しております。

#### ② 流通・IT ソリューション事業

百貨店や量販店、スーパーマーケットなど、主に流通・サービス業界向けにシステムの構築とその運用を手がけております。また当社の強みである「繋ぐ・連携」を活かしたソリューションの創出・提供を行う等により顧客のビジネスを拡大させております。

#### ③ HULFT 事業

ファイル転送、データ変換、データ加工、データ統合、EDI、アプリケーション間連携、運用監視、セキュリティ監視といった、さまざまなデータ連携ニーズをトータルでサポートするパッケージ・ソフトウェア製品を国内外に提供しており、「HULFT（ハルフト）」の販売は、製品の累計出荷数が約 189,600 本（平成 29 年 3 月末現在）、導入会社数は約 8,700 社（平成 29 年 3 月末現在）にも達しており、現在国内シェアは第 1 位、世界シェアは第 2 位となっています。

### (2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、当社の事業領域における豊富な経験・実績・ノウハウ及び優秀な従業員により構成される経営資源、並びに堅牢なデータセンター、国内トップシェアを誇る「HULFT」に代表される製品群により構成される確固たる事業基盤にあります。

当社は、1970 年の創業以来、流通、クレジットカードビジネスをはじめとする幅広い分野で信頼関係に裏付けられた多くの顧客の情報システムの構築・運用に携わると共に、前述の企業内・企業間通信ミドルウェア「HULFT」の提供を通じて、顧客のビジネスを情報システムの側面から支援してまいりました。これらのサービス提供により得られた豊富な経験・実績・ノウハウと、その豊富な経験・実績・ノウハウを有する一人ひとりの優秀な従業員から構成される有形無形の経営資源は、当社の企業価値の重要な源泉となっております。また、顧客との高い信頼関係により支えられた事業拡大とともに強化・洗練された、堅牢なデータセンター、国内トップシェアを誇る「HULFT」に代表される製品群により構成される確固たる事業基盤も、当社の企業価値の源泉となっていると考えております。当社は、これらの経営資源及び事業基盤を企業価値の源泉とし、国内の既存事業を遂行することに加

え、事業のグローバル展開、最新テクノロジーの研究開発及び活用、新規事業・新規商材の開発等により将来的に業容を拡大してまいります。

### (3) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

情報サービス業界においては、IT技術のイノベーションによる「IoT (Internet of Things)」、「FinTech」等が新たな社会基盤として活用され始め、従来以上にIT技術に対する期待・需要が高まるとともに、企業向けシステム開発についても「所有から利用へ」の顧客ニーズの変化のなか「クラウド」に代表されるサービス型ビジネスへの転換が進んでおり、業界全体は緩やかな成長基調で推移しています。

当社は、このような経営環境のもと、前述の事業により、主に生活者向けに利便性、快適性及び心の豊かさを提供する企業に対して、システム開発及びデータセンターを活用した情報処理サービス、「HULFT」を中心としたパッケージ製品の販売及びサポートサービス等を提供しており、またパッケージ製品の更なるグローバル展開、最新テクノロジー（「IoT」「FinTech」等）の研究開発及び活用、先端的なクラウドソリューションやクラウドプラットフォームサービスの活用・連携、全社的な技術戦略を推進する人材の育成等に積極的に取り組み、事業基盤の拡大を図っております。これらに加え、当社における対処すべき課題として、前連結会計年度までに発生した大型システム開発案件の開発遅延等から、当社において、本件開発業務に関する技術的難易度が高まったことへの認識及びこれに対応できるレベルの技術力が不足していたこと、多様な仕様変更等へも対応できるプロジェクトマネジメント力を有していなかったこと、並びに、社内及びお客様に対してコミュニケーションが十分に行われなかったことが本件開発遅延等の主な原因と考えており、その再発防止策として、「技術レベルの向上」「プロジェクトマネジメントの改善・強化」「組織風土改革～風通しの良い企業風土の構築と社員のマインドセットの刷新」を掲げて、同様の問題が生じることの無いよう抜本的な対応に取り組んでおります。

これらの取り組みは、平成29年3月期を初年度に、平成31年3月期を最終年度として策定し推進中の中期経営計画に基づき、前述の経営方針及びビジョン「カテゴリートップの具現！～特定分野においてダントツの存在感を発揮する～」のもと、財務基盤の強化とともに、戦略的投資等により長期で飛躍的・非連続な成長を遂げるための事業基盤の整備を進め、更なる事業の成長を目指して、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

この中期経営計画実現のための、主な戦略及び施策は以下のとおりです。

#### ① New Business の創造（中期経営計画策定時の施策「重点顧客マーケットビジネスへのフォーカス」を進化）

カードシステム事業においては最重要顧客における顧客内でのITシェアの拡大を通じ特化得意分野の創出、流通・ITソリューション事業においては競争優位性を担保する「繋ぎ・連携・ビッグデータ」に関連する独自ソリューションの創出、HULFT事業においてはサ

ービス型ビジネスへのモデル転換を図り、顧客利用領域の拡大や国内外の新規顧客開拓の加速の実現及び全社的な技術統括組織であるテクノベーションセンターと各事業のコラボレーションによる新規ビジネスの発掘に取り組んでまいります。

#### ② HULFT事業の成長加速

戦略的投資により、事業のグローバル化を一層推進するとともに、国内潜在マーケットの開拓に取り組んでまいります。そのために、競争優位性ある魅力的な製品・サービスを継続的且つタイムリーに開発・提供し続ける体制の構築を強化します。また、HULFTブランドを再興させ、認知度の向上を図ってまいります。

#### ③ 技術戦略の明確化と開発力強化

CTO(最高技術責任者)直轄のテクノベーションセンターによる活動を一層活発化させ、技術戦略の浸透、開発力、技術力向上、製品サービスの品質向上に取り組むとともに、先端テクノロジー(「IoT」「FinTech」等)の研究開発・活用を推進してまいります。この活動においては、自社内に限らず、積極的に社外とのオープンイノベーションの推進や実証実験を通じたお客様業務への取り組み推進を図ってまいります。

#### ④ 財務基盤の整備・強化

安定的な財務基盤の整備を進めるため、各種施策を講じてまいります。単年度の損益だけではなく、ROIC(投下資本収益性)やバランスシートを重要な経営指標としてマネジメントに活用するとともに、事業投資の判断に関する基準を明確化し、キャッシュフロー重視の経営に転換してまいります。また各事業の更なる成長のための柔軟かつ安定的な資金調達実現を通じて、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

#### ⑤ 業務プロセスやコスト構造の最適化

BPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)の推進を通じて社内プロセスや組織機能等の刷新を実施するとともに、当該見直しによるIT基盤の刷新、データセンターの最適化等、適正なコスト構造への転換を引き続き図ってまいります。

#### ⑥ その他

オフィス環境、人事プログラム等を刷新し、働き方改革を推進し、魅力的な職場環境を構築してまいります。コーポレートブランドの訴求、ロールモデル人材の育成、社内コミュニケーションの活性化等も積極的に実施し組織風土、企業ブランドの刷新に取り組んでまいります。また、事業ポートフォリオの再整備、アライアンス強化を通じて長期的な成長を実現し、継続的にROE15%を達成できる事業基盤の確立に努めてまいります。

## 2. 大規模買付ルール必要性

当社取締役会は、大規模買付行為(別紙「大規模買付ルール(買収防衛策)」の2.(1)に定義されます。以下同じ。)を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様判断に

委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（別紙「大規模買付ルール（買収防衛策）」の2.(1)に定義されます。以下同じ。）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、本更新を行うことといたしました。

当社の発行する株式については、平成29年3月31日現在において、株式会社クレディセゾン（以下、「クレディセゾン」といいます。）が発行済株式数の46.84%を、株式会社インテリジェントウェイブが3.09%を、当社社員持株会が2.57%を保有しております（別添「当社株主の状況」をご参照ください。）。しかしながら、クレディセゾンが今後も当社株式を保有し続けることについて当社とクレディセゾンとの間に契約等が存在するわけではなく、将来、クレディセゾン側の一方的な事情によりクレディセゾンが当社の株式を売却し、当社の株式の流動性が増す可能性は否定できません。また、上記のとおり、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を与えることとなる可能性のある株式の取得等については、株主の皆様がこれに応ずるべきかについて検討するために必要な情報や時間が確保される等、透明性が確保されるべきであると考えております。もっとも、当社の株式については、当社の株主の皆様が十分な検討時間や情報が提供されないままに大量の取得がなされる可能性も存するため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上するためには、大規模買付ルールを更新することが必要であると判断し、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、本更新を行うことといたしました。

なお、当社は、現時点において、当社の発行する株券等について大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

### 3. 大規模買付ルールの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針及び企業価値研究会報告書の要件に準拠していること

本ルールは、経済産業省及び法務省による平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）、及び企業価値研究会による平成20年6月20日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に準拠しております。

#### (2) 株主意思を重視するものであること

本更新は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として行われます。

また、本ルールには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの消長は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

#### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

#### (4) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

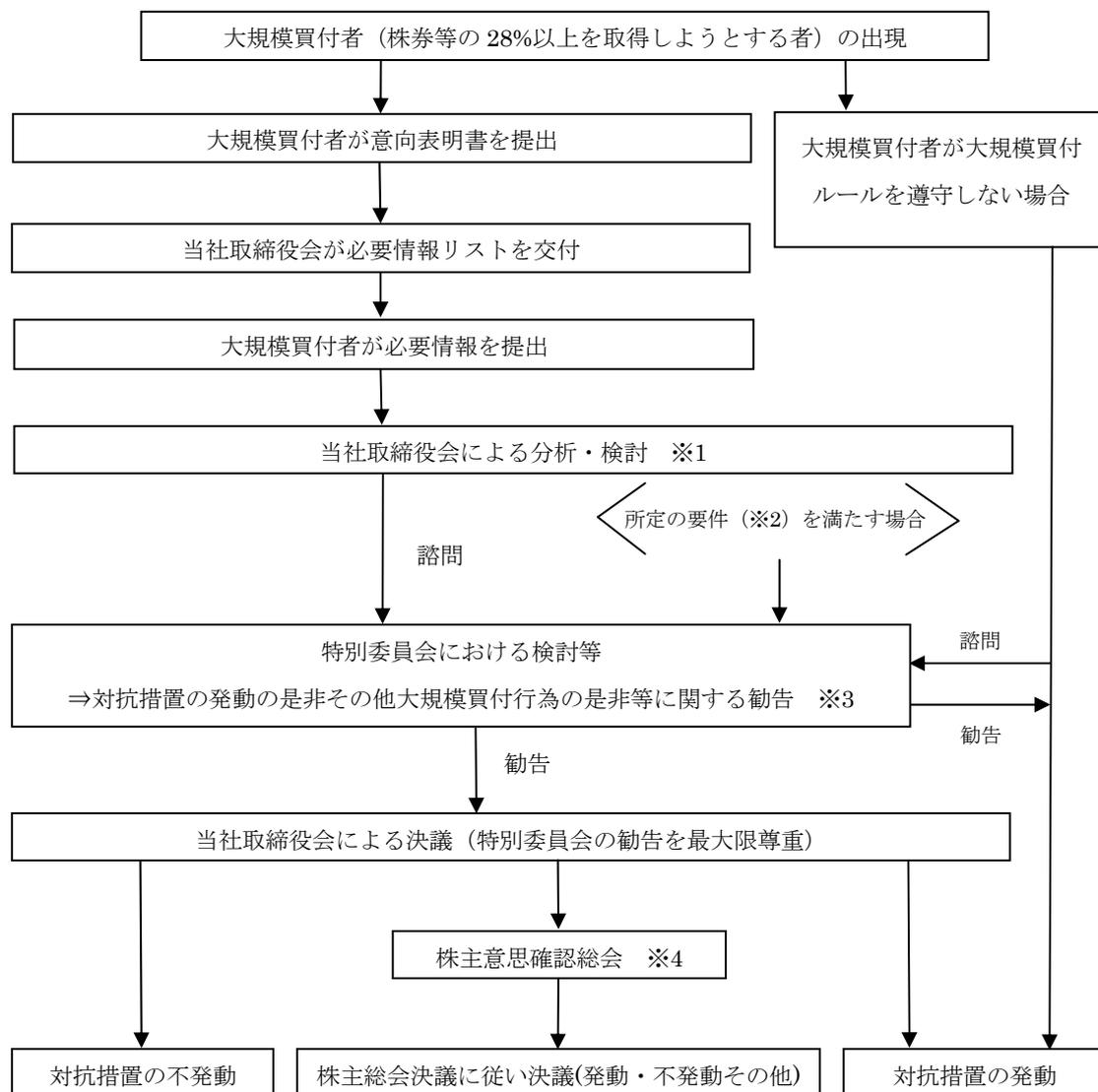
#### (5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成

される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本ルールは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではありません。

以 上

【大規模買付ルールについてのフローチャート<sup>1)</sup>】



- ※1 分析検討期間は、原則として 60 営業日以内としますが、当社取締役会は、必要がある場合には 30 営業日を上限として延長することができます。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。
- ※2 当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合をいいます。
- ※3 特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。
- ※4 当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集することができるものとします。

<sup>1)</sup> 本フローチャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されております。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。

別 紙

---

---

## 大規模買付ルール（買収防衛策）

---

---

株式会社セゾン情報システムズ

2017年6月22日更新

## 1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の買収を行おうとする者が従うべきルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を策定し、買収がルールに従って行われない場合や当社の企業価値又は株主の共同の利益に資さない場合には、対抗措置を発動することができるようにいたしました。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えています。大規模買付ルールは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止すると共に、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2. 大規模買付ルールの内容

### (1) 大規模買付ルールの適用（大規模買付行為の意義）

当社の発行する株券等（※1）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込み又は売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含みます。以下同じとします。）を行おうとする者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為（※4）を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為（※4）を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(i) 当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）

及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、並びに(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

※3 議決権割合とは、(i)大規模買付者グループが上記※2(i)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）を加算して計算するものとします。）、(ii)大規模買付者グループが上記※2(ii)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、当社は、その合理的な裁量において、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書等に依拠することができるものとします。

※4 買付行為を行おうとする時点でその大規模買付グループの議決権割合が 28%以上である者による買付行為を含みます。

## (2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、大規模買付ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した法的拘束力のある書面（大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から情報の提供を受けた場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び特別委員会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提

供された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ① 大規模買付者グループの概要
- ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的
- ③ 大規模買付行為の方法及び内容
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付者と第三者との間の当社の株券等に関する合意等の内容
- ⑥ 大規模買付者による過去の当社の株券等の取得に関する情報
- ⑦ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧ 大規模買付行為の後における当社の株主（大規模買付者を除く。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針（大規模買付行為によりこれらの者に生じる影響に関する情報を含みます。）
- ⑨ 反社会的勢力（反市場勢力を含みます。以下同じ。）該当性や反社会的勢力との関係に関する情報

### (3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して 60 営業日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を 30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示するものとします。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、下記 4. 記載のとおり、一定の場合には、大規模買付行為に関し、株主総会<sup>2</sup>を招集し、株主の皆様意思を確認する場合があります。

---

<sup>2</sup> 会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主総会」と記載しております。

#### (4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとしします。

#### (5) 大規模買付ルールの特例

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、差別的行使条件及び差別的取得条項等を設けることがあります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動する旨の決議を行いません。

但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものとしします。

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- (c) 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における事業計画、及び当社の他の株主、顧客、従業員等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、顧客、従業員等との関係又は当社の企業風土を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (e) いわゆる反社会的勢力又は反社会的勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合

#### **4. 特別委員会における検討・勧告等の手続**

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、事前に、大規模買付ルールに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行い

ます。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた場合、当社取締役会に対し、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が必要と認める情報を提供するよう要求することができます。特別委員会は、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報及び当社取締役会から提供を受けた情報等の分析・検討等を行い、当社取締役会からの諮問に基づき、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する勧告を行います。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。

当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。

また、当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

## **5. 株主及び投資家の皆様への影響**

### (1) 本更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本更新時点においては、新株予約権無償割当て等を行われませんので、株主の皆様のご権利関係及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を

とることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）が権利関係又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、(i)大規模買付行為が撤回された場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、又は(ii)新株予約権の無償割当ての決議に係る判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により新株予約権の無償割当てを行う理由が存しなくなった場合は、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。但し、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式等を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式等を受領することになります（この場合も、株主の皆様は当社の書式による一定の誓約書をご提出いただくことがあります。）。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 6. 大規模買付ルールの見直し等

大規模買付ルールの有効期間は、平成29年6月22日開催の当社第48期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終

結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、大規模買付ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、適用ある法令及び証券取引所の規則に従い継続的に開示する予定です。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法  
当社取締役会が定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
割当日における当社の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社及び協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」という。）は、一定の例外的事由（※1）が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。
7. 取得条項  
当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（但し、非適格者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。  
また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が

新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

※1 具体的には、(x)大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止若しくは撤回又は爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)大規模買付者グループの議決権割合（但し、議決権割合の計算にあたっては、大規模買付者グループ以外の非適格者についても大規模買付者グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下、「非適格者議決権割合」という。）が、28%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以 上

## 特別委員会の概要等

### 1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員 3 名により構成されます。

- ① 当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者
- ② 有識者については、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者であり、かつ、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者

### 2. 委員の略歴

#### ① 竹原 相光 (たけはら そうみつ)

(略歴)

平成 2 年 9 月	中央新光監査法人 社員
平成 8 年 8 月	中央監査法人 代表社員
平成 11 年 1 月	預金保険機構買取価格審査会 委員
平成 12 年 7 月	中央青山監査法人トランザクションサービス部 部長
平成 17 年 3 月	中央青山監査法人 退所
平成 17 年 6 月	ZECO0 パートナース設立 同代表 (現任)
平成 17 年 6 月	株式会社東京放送企業価値評価特別委員会 委員 (現任)
平成 18 年 10 月	平成 19 年度公認会計士試験委員 (会計学管理会計論)
平成 19 年 6 月	株式会社三菱製紙独立委員会 委員 (現任)
平成 21 年 4 月	明治大学会計専門職大学院特任教授 (現任)
平成 26 年 6 月	株式会社エディオン 社外監査役 (現任)
平成 27 年 6 月	元気寿司株式会社 社外取締役 (現任)
平成 28 年 6 月	三菱製紙株式会社 社外取締役 (現任)

② 福島 洋尚 (ふくしま ひろなお)

(略歴)

平成6年4月 南山大学法学部専任講師  
平成9年4月 南山大学法学部助教授(平成12年3月退任)  
平成12年4月 法政大学法学部助教授  
平成15年4月 法政大学法学部教授(平成23年3月退任)  
平成18年9月 ミュンヘン大学法学部客員研究員(平成20年8月退任)  
平成20年12月 公認会計士試験委員(企業法)(平成23年12月退任)  
平成23年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授(現任)  
平成24年12月 株式会社トライステージ特別委員会委員(現任)

③ 松山 遥 (まつやま はるか)

(略歴)

平成7年4月 東京地裁判事補 任官  
平成12年7月 弁護士登録(第二東京弁護士会)  
平成12年7月 日比谷パーク法律事務所入所  
平成14年1月 日比谷パーク法律事務所 パートナー  
平成24年6月 フマキラー株式会社 独立委員会 委員(現任)  
株式会社バイテック 社外監査役  
平成25年6月 株式会社T&D ホールディングス 社外取締役(現任)  
平成25年10月 小林製菓株式会社 独立委員会 委員(現任)  
平成26年6月 三井物産株式会社 社外監査役(現任)  
平成26年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役(現任)  
平成27年5月 医療法人財団あおば弘成会 監事(現任)  
平成27年6月 株式会社バイテック(現株式会社バイテックホールディングス)  
社外取締役(現任)

〈ご参考〉

当社株主の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数        | 60,000,000 株 |
| 2. 発行済株式の総数        | 16,200,000 株 |
| 3. 株主数             | 4,160 名      |
| 4. 大株主の状況（上位 10 名） |              |

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社クレディセゾン	7,588	46.84
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー (ケイマン) リミテッド (常任代理人 立花証券株式会社)	4,488	27.71
イーシーエム マスターファンド エスピービー ワン (常任代理人 立花証券株式会社)	857	5.29
株式会社インテリジェントウェイブ	500	3.09
セゾン情報システムズ社員持株会	416	2.57
大日本印刷株式会社	307	1.90
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	196	1.21
協和青果株式会社	171	1.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	80	0.49
富士通株式会社	80	0.49

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

	所有株式数（株）	所有株式数の割合（%）
① 金融機関	438,500	2.71
② 個人その他	1,665,161	10.28
③ その他の法人	8,681,217	53.59
④ 外国法人等	5,378,880	33.20
⑤ 金融商品取引業者	35,963	0.22
⑥ 自己名義	279	0.00

以上